

賦課基準				地目	10aあたり賦課金(円)		
経常費	事務費	事務運営費	地区内すべて	田	5,000		
				畑	3,000		
	維持管理費	1区	馬場沢	田	500		
		4.5区	福島・井上・中島・九反田				
		日野地区	高梨・五閑・村山・八重森・沼目・塩川				
		第8区	小島・小河原				
		相之島	相之島				
		3区	東山・十九ヶ塙			畑	250
		12区	温湯・牛池・榎田・清水・中田				
		13区	菱田・森・岩崎				
		14区	牛池・古町・大橋・町田・高野・町・芦町				
		島大橋	大橋・町田・笹木・島・八王子・森・岩崎				
		16区	十九ヶ塙・伝石・京善橋				
		17.18区	中島・九反田				
		25区	古屋・春山・田中・北の脇・富士宮				
		26区	金口・小坂				
	綿内揚水機	綿内地区すべての揚水機の電気代等	田	4,000			
	八木沢沖揚水機	前田・東沖・西沖・沼目揚水機の電気代等	田	3,500			
			畑	3,500			
	欠下地区(電気代)	欠下揚水ポンプ	田	1,500			
畑			750				
相之島区(電気代)	相之島転倒ゲート電灯 非常用ポンプ電気代	田	20				
		畑	10				
4.5区(電気代)	福島・内田揚水機	田	500				
		畑	250				
特別賦課金	更新費	綿内揚水機更新積立費	綿内揚水機更新に係る費用積立	田	0		
				畑	0		
	八木沢沖揚水機更新積立金	八木沢沖揚水機(4ヶ所)に係る費用積立	田	250			
			畑	250			

徴収期限	第1期	令和4年 6月30日
	第2期	令和4年 11月30日

納入方法	登録状況	納入方法	徴収月	
	口座登録なし	指定コンビニエンスストアにて振込	6月	
	口座登録あり	口座振替にて徴収	6月	11月
	組合費合計 10,000円以下	口座振替にて一括徴収又はコンビニにて振込	6月	

※口座登録がない場合はコンビニ振替となります